

現場説明書

工事名 国立青少年教育振興機構
国立能登青少年交流の家ライフライン改修工事

国立青少年教育振興機構財務部施設管理課			
課長	課長補佐	施設管理課	担当

1 工事名 国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家受ライフライン改修工事

2 工事場所 石川県羽咋市柴垣町14-5-6 (国立能登青少年交流の家構内)

3 完成期限 令和5年2月28日(火曜日)

4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、別図及び監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。

④ 監督職員事務所

・設ける (号) 設けない

号	1	2	3	4	5	6
規模 (m ²)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

⑦ その他

- a) 工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。
- b) 既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。
- c) 撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。
- d) 工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。
- ② 工事用電力
 - ・ 電力会社と協議の上引き込む ⊙ 構内より分岐できる
- ③ 工事用電話
 - ・ 構外より引込む。 ⊙ 携帯電話にて対応する
- ④ 工事用給水
 - ・ 構外より引込む。 ⊙ 構内より分岐できる。 ・ さく井する。 ・
- ⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他
工事用電力・工事用給水を所内より分岐する場合は、受注者の負担において電力量計、量水器を設置し、料金は国立能登青少年交流の家へ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
敷地状況写真	サービス判	カラー	1組
着工前写真	サービス判	カラー	1組
工事写真	サービス判	カラー	1組
完成写真	サービス判	カラー	1組

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② その他

質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図（発注図）のA3版2つ折り製本を3部提出すること。

(5) その他

鍵は、各組（一組は同一鍵3本）毎に鍵札（アクリル製）を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛け付き）に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準（以下、「基準」という。）の運用

① 基準第3の規定による、

工事費内訳明細書 { ⊙ 提出する。
・ 提出しない。

工 程 表

- 提出する。
- ・ 提出しない。

- ② 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ③ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。
- (2) 契約の保証について
- 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。
- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書
- ア 保管金領収証書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
- イ 保管金領収証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書
- ア 政府保管有価証券払込済通知書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
- イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山川 寿典**と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
- ③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形で

ある場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

- ④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

- ⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとする。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6カ月以上確保されるものとする。

ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成后、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

- ⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
- ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。
- イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ウ 保険証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- カ 保険期間は、工期を含むものとする。
- キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
- ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、**独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和**と記載するように申し込むこと。
- ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- オ 保証期間は、工期を含むものとする。
- カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (3) 工事請負代金債権の債権譲渡
- この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。
- (4) 下請契約の締結
- 受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」（平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課）により適切な取引をすること。
- (5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について
- 工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請

代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金（前払金及び~~中間前払金~~を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から2回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前払金を請求することができる。~~

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、建設工事保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加

え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

(1) 工事实績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）への登録すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

(3) 建設業退職金共済制度について

- ① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- ③ 掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出すること。

~~(4) 工事成績評定について~~

~~この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。~~

~~(5) ワンデーレスポンスの実施について~~

~~本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~

- ~~① ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~
- ~~② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~
- ~~③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査~~

~~し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~

- (6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について
- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。
 - ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- (7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について
- ① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
 - ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
 - イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。
 - ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
 - エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
 - ② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。
 - ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。
- (8) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて
- 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。
- (9) 特別重点調査を受けた者との契約について
- 「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。
- (10) 引渡し後点検について
- 受注者は、完成引渡し後1年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うものとする。
- (11) 設計図書の取扱い
- 本工書の設計図書の取扱いは以下によるものとする。
- ① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うことに同意すること。
 - ② 目的以外の使用は禁止とすること。
 - ③ 図書を複製する場合、その部数は必要最低限とし、複製した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。
- (12) デジタル工事写真の黒板情報電子化について
- デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るもので

ある。

本工事で受注者がデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2.」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2.」による。

なお、対象工事において、「黒板情報電子化」と「黒板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

国立青少年教育振興機構

国立能登青少年交流の家 ライフライン改修工事

図面リスト

図面番号	図面名称	縮尺
A-01	表紙・図面リスト	—
特-01	改修特記仕様書(その1)	—
特-02	改修特記仕様書(その2)	—
A-02	案内図・配置図	
A-03	宿舍棟東西棟屋根伏図	1/100
A-04	発電気室平面詳細図改修前・改修後	1/50
A-05	改修前後仕上げ表・建具表	1/50
A-06	発電機室部分詳細図	1/20

令和4年度

独立行政法人国立青少年教育振興機構

独立行政法人国立青少年教育振興機構			
工事名称	国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家 ライフライン改修工事		
施設管理課長	施設管理課	図面番号	
		A-01	
図面名称	表紙・図面リスト	縮尺	年・月 令和4年度
設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)		
ARCHITECT&EXTENSION ■一級建築士事務所■ アレックス 東京都港区1-12-4 会社 管理棟2F 一級建築士第2079号 東京都			

Ⅱ 建築改修工事仕様	章	項目	特記事項	8 発生材の処理等	1 各章共通事項	10 建設発生土の処理方法																																																																																																																																					
<p>国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家 ライフライン改修工事</p> <p>I 工事概要</p> <p>1. 工事場所 石川県羽咋市菜垣14-5-6</p> <p>2. 完成期限 令和 5 年 2 月 28 日 (火曜日)</p> <p>3. 建物概要</p> <table border="1" data-bbox="130 275 789 470"> <tr><th colspan="2">建物名称</th><th>宿舎棟</th><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><th>工種</th><td>屋根防水改修</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><th>構造</th><td>RC造</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><th>階数</th><td>地上3階</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><th rowspan="2">建築基準法による</th><th>建築面積 (㎡)</th><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><th>延べ面積 (㎡)</th><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><th>消防法施行令別表第一の区分</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><th>改修面積 (㎡)</th><td>1,411.2㎡</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><th>備考</th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>1. 共通仕様</p> <p>(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版[平成31年制定]」(以下、「改修標準仕様書」という。)による。図面、本特記仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版[平成31年制定]」(以下「標準仕様書」という。)による。</p> <p>(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。</p> <p>(3) 本特記仕様書の表記</p> <p>1) 項目は、番号に ○ 印の付いたものを適用する。</p> <p>2) 特記事項は、○ 印の付いたものを適用する。</p> <p>○ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。</p> <p>○ 印と ⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。</p> <p>3) 特記事項に記載の [. . .] 内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>4) 特記事項に記載の (. . .) 内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>5) ⊕ 印は、「国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号)」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和2年2月7日変更閣議決定)」に定める特定調達物品等を示す。</p> <p>6) 受注者は、南海トラフ地震防災対策推進地域における工事にあっては、南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が気象庁から出された場合には、工事中断の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全処置を講じなければならない。</p> <p>上記事実が発生した場合は、契約書第26条(臨機の措置)の規定による。</p>	建物名称		宿舎棟				工種	屋根防水改修					構造	RC造					階数	地上3階					建築基準法による	建築面積 (㎡)					延べ面積 (㎡)					消防法施行令別表第一の区分						改修面積 (㎡)	1,411.2㎡					備考						<p>1 適用基準</p> <p>1) 図面、本特記仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次の基準による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物解体工事共通仕様書(平成31年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部 <p>2) 本設計図書における「標準詳細図」とは、次の基準を指す。</p> <p>建築工事標準詳細図(平成28年版)国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課</p> <p>2 適用区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 <ul style="list-style-type: none"> ・風圧力 <ul style="list-style-type: none"> 風速 (Vo= 34 m/s) 地表面粗度区分 (Ⅲ) ・積雪荷重 <ul style="list-style-type: none"> 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域別表(24) <p>3 環境への配慮</p> <p>(1.4.1) [1.4.1]</p> <p>1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の i) から iv) を満たすものとする。</p> <p>i) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MD F、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図面に規定する「ホルムアルデヒド(ホルムアルデヒドの放散量)」の区分に応じた材料を使用する。</p> <p>ii) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。</p> <p>iii) 接着剤は、可塑性(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く)が添加されていない材料を使用する。</p> <p>iv) i) の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。</p> <p>2) 設計図面に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の i) 又は ii) に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の iii) 又は iv) に該当する材料を指す。</p> <p>i) 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料</p> <p>ii) 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料</p> <p>iii) 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料</p> <p>iv) 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料</p> <p>(1.4.2) [1.4.2]</p> <p>1) 本工事に使用する材料は、設計図面に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。</p> <p>2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員に承諾を受ける。</p> <p>3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。</p> <p>4) 本工事に使用する材料のうち、5) に指定する材料の製造業者等は、次の i) から vi) の事項を満たすものとし、その証明となる資料(外部機関が発行する証明書等の写し等)を監督職員に提出しての承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員に承諾を受けた場合はこの限りではない。</p> <p>i) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。</p> <p>ii) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。</p> <p>iii) 安定的な供給が可能であること。</p> <p>iv) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>v) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>vi) 販売、保守等の営業体制を整えていること。</p> <p>5) 製造業者等に関する資料等の提出を求める材料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨柱下無収縮モルタル・無収縮グラウト材・乾式保護材(防水立上部) ・既成調合モルタル(タイル工用)・既成調合目地材 ・ルーフトレン・吸水調整材・錠前類・クローザー類 ・自動厚機構・自閉式上吊引き戸機構(手動開閉式)・重量シャッター ・軽量シャッター・オーバーヘッドア ・防水剤・現場発泡断熱材(特定JOKによるものを除く) ・フリーアークセフフロア・可動間仕切・移動間仕切・トイレプース ・煙突用成形ライニング材・天井点検口・床点検口・グレーチング ・屋上緑化用システム・トップライト・エポキシ樹脂 ・ポリマーセメントモルタル・鑄鉄製ふた <p>5 施工調査</p> <p>※施工計画調査</p> <p>本工事該当部位及び関連部位について既存施設(埋設配管を含む)について事前調査、情報収集を行う。</p> <p>報告書 監督職員に2部提出</p> <p>調査業者 立面図、平面図等に記載、必要に応じ写真を添付</p> <p>調査業者 外壁及び防水改修施工数量調査は、使用予定材料メーカーの指定する施工業者とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋設配管の試掘 <ul style="list-style-type: none"> 範囲、復旧方法 ※図示 <p>6 PCB含有シーリング材の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一次判定(シーリング材種の判定) <p>日本シーリング材工業会に次のシーリング材のサンプルを送付し、材種の判定を行う。判定結果については、監督職員に速やかに報告する。</p> <p>サンプリング採取箇所() 採取箇所数()</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二次判定(PCB含有量の分析) <p>専門分析機関に次のシーリング材のサンプルを送付し、PCB含有量の分析を行う。なお、分析サンプルの四周は除去し、採取部の内部(大気にさらされていない部分)を取り出して分析する。判定結果については、監督職員に速やかに報告する。</p> <p>サンプリング採取箇所() 採取箇所数()</p> <p>7 化学物質の濃度判定</p> <p>i) 施工完了後、引渡前に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。</p> <p>ii) 測定対象室及び測定箇所数は次による。</p> <p>測定対象室() 測定箇所数()</p> <p>測定対象室() 測定箇所数()</p> <p>測定対象室() 測定箇所数()</p>	<p>・引渡しを要するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金属類 ・PCBを含む機器類() ・PCB含有シーリング材 使用箇所() <p>・特別管理産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃石綿 9章による ・廃油 ・臭化リチウム水溶液等 <p>・現場において再利用を図るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設汚泥 ※再生資源化施設に搬出 <p>・再資源化を図るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型蓄電池 ・蛍光灯ランプ及びHIDランプ ・積算塩化ビニル管及び継手 <p>※せっこうボード</p> <p>i) 廃せっこうボードの裏面の表示を確認し、石綿、ヒ素、カドミウムを含有するか又は、含有していないことが確認できない場合は、各製造工場に問い合わせの上、監督職員と協議する。</p> <p>ii) 石綿含有廃せっこうボード 9章による</p> <p>・その他の含有物質() 搬出先()</p> <p>上記搬出先については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお提示する施設と異なる場合にも設計変更の対象としない。</p> <p>本工事は、特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令」(平成12年11月29日政令第495号)又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>・分別解体等の方法(解体工事)</p> <table border="1" data-bbox="1673 667 2178 905"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作 業 内 容</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i) 建築設備、内装等</td> <td>建築設備・内装材の取外し ・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()</td> </tr> <tr> <td>ii) 屋根ふき材</td> <td>屋根ふき材の取外し ・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()</td> </tr> <tr> <td>iii) 外装材、</td> <td>外装材・上部構造の取壊し ・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>iv) 基礎、基礎ぐい</td> <td>基礎・基礎ぐいの取壊し ・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>v) その他</td> <td>その他の取壊し () ・有 ・無</td> <td>※手作業 ・手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>・分別解体等の方法(新築、増築、修繕、模様替工事)</p> <table border="1" data-bbox="1673 932 2178 1169"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作 業 内 容</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>i) 造成等、基礎ぐい</td> <td>造成等の工事 ・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>ii) 基礎</td> <td>基礎、基礎ぐいの工事 ・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>iii) 上部構造部分、外装</td> <td>上部構造部分、外装の工事 ・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>iv) 屋根</td> <td>屋根の工事 ・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>v) 建築設備、内装等</td> <td>建築設備、内装等の工事 ・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>vi) その他</td> <td>その他の工事 () ・有 ・無</td> <td>・手作業 ・手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>・特定建設資材廃棄物の種類と再資源化等をする施設</p> <table border="1" data-bbox="1673 1192 2178 1352"> <thead> <tr> <th>特定建設資材廃棄物の種類</th> <th>再資源化等をする施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート及び鉄から成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>届出に係る事項の説明時に上記と異なる施設(同種の再資源化等を行う施設に限る。)を受注者が提示した場合は、当該施設に搬出することができる。ただし、当該施設への変更については設計変更の対象としない。</p>	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	i) 建築設備、内装等	建築設備・内装材の取外し ・有 ・無	※手作業 ・手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	ii) 屋根ふき材	屋根ふき材の取外し ・有 ・無	※手作業 ・手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	iii) 外装材、	外装材・上部構造の取壊し ・有 ・無	※手作業 ・手作業・機械作業の併用	iv) 基礎、基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取壊し ・有 ・無	※手作業 ・手作業・機械作業の併用	v) その他	その他の取壊し () ・有 ・無	※手作業 ・手作業・機械作業の併用	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	i) 造成等、基礎ぐい	造成等の工事 ・有 ・無	・手作業 ・手作業・機械作業の併用	ii) 基礎	基礎、基礎ぐいの工事 ・有 ・無	・手作業 ・手作業・機械作業の併用	iii) 上部構造部分、外装	上部構造部分、外装の工事 ・有 ・無	・手作業 ・手作業・機械作業の併用	iv) 屋根	屋根の工事 ・有 ・無	・手作業 ・手作業・機械作業の併用	v) 建築設備、内装等	建築設備、内装等の工事 ・有 ・無	・手作業 ・手作業・機械作業の併用	vi) その他	その他の工事 () ・有 ・無	・手作業 ・手作業・機械作業の併用	特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設の名称	所在地	コンクリート			コンクリート及び鉄から成る建設資材			木材			アスファルト・コンクリート			<p>2 仮設工事</p> <p>1 騒音・粉じん等の対策</p> <p>2 足場等</p> <p>3 既存部分の養生</p> <p>4 仮設間仕切</p>	<p>(3.2.5)</p> <p>※「建設発生土情報交換システム」を活用し近隣の受入先を調査の上、搬出距離、受入条件等が確認できる資料を監督職員に提出し、協議により搬出先を決定する。搬出後、監督職員へ搬出先の受入を確認できる資料を提出する。なお、次の運搬に相当する経費を見込んでいる。</p> <p>搬出距離() DID区間()</p> <p>仮置場()</p> <p>・場外指定場所に搬出する。搬出後、監督職員へ搬出先の受入を確認できる資料を提出する。</p> <p>搬出場所()</p> <p>受入条件()</p> <p>仮置場()</p> <p>・場内指定場所に敷き均し()</p> <p>・場内指定場所に堆積</p> <p>・撮影者：建築完成写真の撮影実績があるもので、監督職員が承諾する業者</p> <p>撮影箇所数 ※() 箇所 ・航空写真() 箇所</p> <p>※電子データ(JPEGフルカラー、圧縮率1/4程度)1部</p> <p>画素数、画質等 4500×3000 ピクセル以上で画像補正を行ったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラー印刷紙キャベ版() 枚 ・四つ切() 枚 ※アルミ額縁 ・半切() 枚 ※アルミ額縁 <p>・撮影者：任意</p> <p>撮影箇所数 ※() 箇所</p> <p>※電子データ(JPEGフルカラー)1部</p> <p>画素数、画質等 1280×960 ピクセル以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラー印刷紙キャベ版() 枚 <p>[2.1.3]</p> <p>・防音パネル ・防音シート</p> <p>防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲 ・足場全面</p> <p>[2.2.1] [表2.2.1]</p> <p>「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。</p> <p>外部足場 ・設置する(設置範囲 ・工事に必要な範囲 ・)</p> <p>・設置しない</p> <p>防護シート ・設置する(設置範囲 ・工事に必要な範囲 ・)</p> <p>・設置しない</p> <p>内部足場 ・設置する(※開立、足場板等 ・) ・設置しない</p> <p>材料、撤去材等の運搬方法</p> <p>種別(・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種)</p> <p>C種：利用可能なエレベーター()</p> <p>D種：利用可能な階段()</p> <p>[2.3.1]</p> <p>1) 養生方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存部分 養生方法(※ビニルシート、合板 ・) ・既存家具、既存設備等 養生方法(※ビニルシート等 ・) ・既存ブラインド、カーテン等 養生方法(・ビニルシート等 ・) ・保管場所(・図示 ・) ・固定された備品、机、ロッカー等の移動(・図示 ・) <p>2) 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。</p> <p>[2.3.2] [表2.3.1]</p> <p>1) 仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所 ・図示</p> <p>2) 仮設間仕切りの種別と材質等</p> <table border="1" data-bbox="2368 1108 2873 1325"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>仕 上 げ (厚さmm)</th> <th>塗 装</th> <th>充 填</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・A種</td> <td>・せっこうボード(9.5mm)種類()</td> <td>・片面</td> <td>グラスウール厚さ()mm</td> </tr> <tr> <td>・B種</td> <td>・合板(9.0mm)材種()</td> <td>・なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※C種</td> <td>防災シート</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 仮設間仕切りにおける仮設扉の材質等</p> <table border="1" data-bbox="2368 1251 2873 1325"> <thead> <tr> <th>材 質</th> <th>仕 上 げ</th> <th>塗 装</th> <th>設 置 箇 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※木製</td> <td>※合板張り程度</td> <td>・なし</td> <td>・図示</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> <td>・片面</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	仕 上 げ (厚さmm)	塗 装	充 填	・A種	・せっこうボード(9.5mm)種類()	・片面	グラスウール厚さ()mm	・B種	・合板(9.0mm)材種()	・なし		※C種	防災シート			材 質	仕 上 げ	塗 装	設 置 箇 所	※木製	※合板張り程度	・なし	・図示	・	・	・片面	
	建物名称		宿舎棟																																																																																																																																								
	工種	屋根防水改修																																																																																																																																									
	構造	RC造																																																																																																																																									
	階数	地上3階																																																																																																																																									
	建築基準法による	建築面積 (㎡)																																																																																																																																									
		延べ面積 (㎡)																																																																																																																																									
消防法施行令別表第一の区分																																																																																																																																											
改修面積 (㎡)	1,411.2㎡																																																																																																																																										
備考																																																																																																																																											
工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法																																																																																																																																									
i) 建築設備、内装等	建築設備・内装材の取外し ・有 ・無	※手作業 ・手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()																																																																																																																																									
ii) 屋根ふき材	屋根ふき材の取外し ・有 ・無	※手作業 ・手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()																																																																																																																																									
iii) 外装材、	外装材・上部構造の取壊し ・有 ・無	※手作業 ・手作業・機械作業の併用																																																																																																																																									
iv) 基礎、基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取壊し ・有 ・無	※手作業 ・手作業・機械作業の併用																																																																																																																																									
v) その他	その他の取壊し () ・有 ・無	※手作業 ・手作業・機械作業の併用																																																																																																																																									
工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法																																																																																																																																									
i) 造成等、基礎ぐい	造成等の工事 ・有 ・無	・手作業 ・手作業・機械作業の併用																																																																																																																																									
ii) 基礎	基礎、基礎ぐいの工事 ・有 ・無	・手作業 ・手作業・機械作業の併用																																																																																																																																									
iii) 上部構造部分、外装	上部構造部分、外装の工事 ・有 ・無	・手作業 ・手作業・機械作業の併用																																																																																																																																									
iv) 屋根	屋根の工事 ・有 ・無	・手作業 ・手作業・機械作業の併用																																																																																																																																									
v) 建築設備、内装等	建築設備、内装等の工事 ・有 ・無	・手作業 ・手作業・機械作業の併用																																																																																																																																									
vi) その他	その他の工事 () ・有 ・無	・手作業 ・手作業・機械作業の併用																																																																																																																																									
特定建設資材廃棄物の種類	再資源化等をする施設の名称	所在地																																																																																																																																									
コンクリート																																																																																																																																											
コンクリート及び鉄から成る建設資材																																																																																																																																											
木材																																																																																																																																											
アスファルト・コンクリート																																																																																																																																											
種 別	仕 上 げ (厚さmm)	塗 装	充 填																																																																																																																																								
・A種	・せっこうボード(9.5mm)種類()	・片面	グラスウール厚さ()mm																																																																																																																																								
・B種	・合板(9.0mm)材種()	・なし																																																																																																																																									
※C種	防災シート																																																																																																																																										
材 質	仕 上 げ	塗 装	設 置 箇 所																																																																																																																																								
※木製	※合板張り程度	・なし	・図示																																																																																																																																								
・	・	・片面																																																																																																																																									
<p>設計業務名</p> <p>ARCHITECT&EXTENSION</p> <p>AREX</p> <p>第一建設士事務所 代表 アレックス 建築設計士 104号 事務所 東京都中央区本町1-10-10 TEL 03-5561-1111 FAX 03-5561-1112</p>	<p>独立行政法人国立青少年教育振興機構</p> <p>工事名称 国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家 ライフライン改修工事</p> <p>施設管理課員 施設管理課 図面番号</p> <p>図面名称 改修特記仕様書(1)</p> <p>縮尺 年・月 令和4年度</p>	<p>国立青少年教育振興機構 国立中央青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)</p>	<p>1 各章共通事項</p>	<p>10 建設発生土の処理方法</p>	<p>11 完成写真</p>	<p>2 仮設工事</p> <p>1 騒音・粉じん等の対策</p> <p>2 足場等</p> <p>3 既存部分の養生</p> <p>4 仮設間仕切</p>																																																																																																																																					

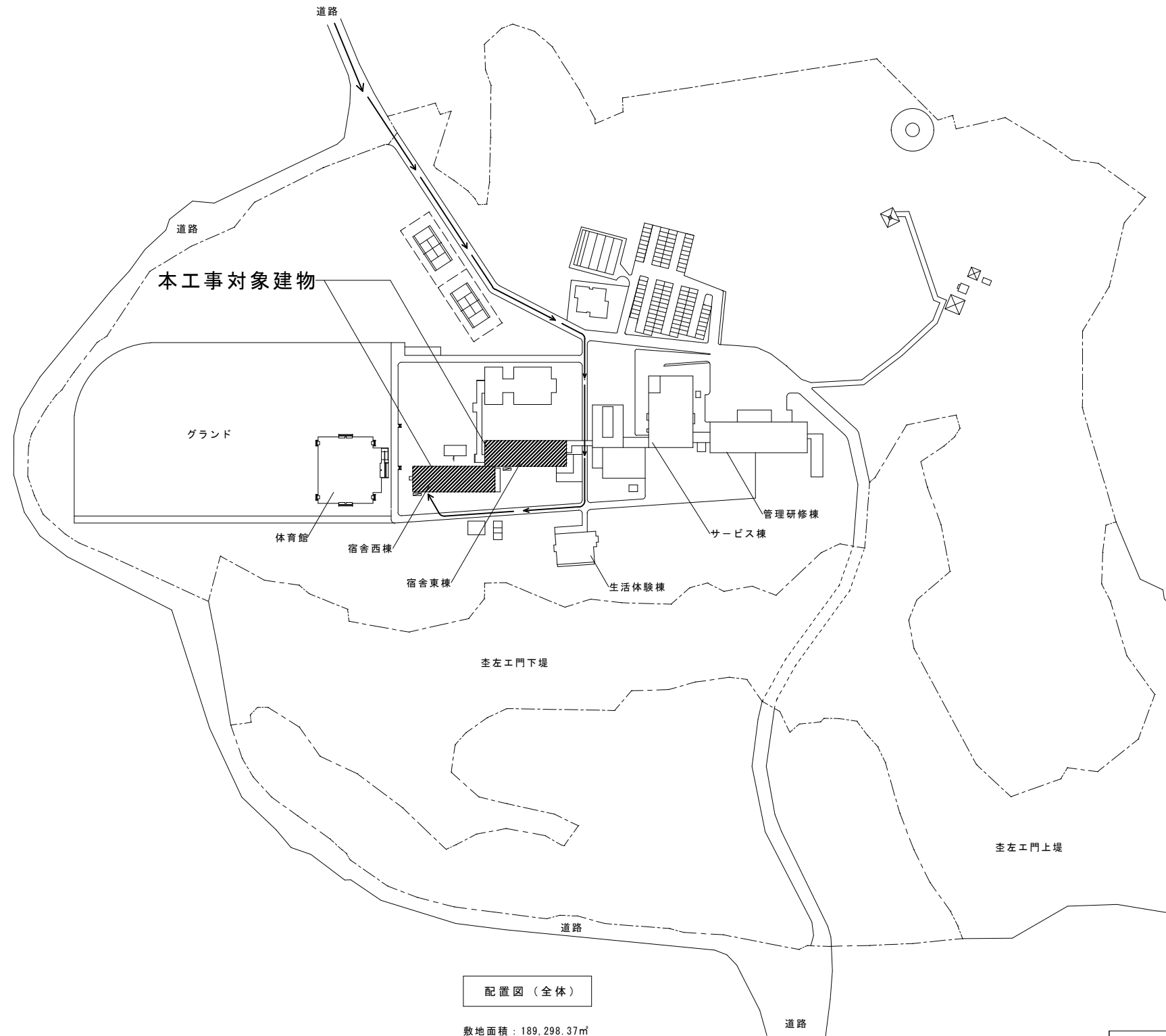
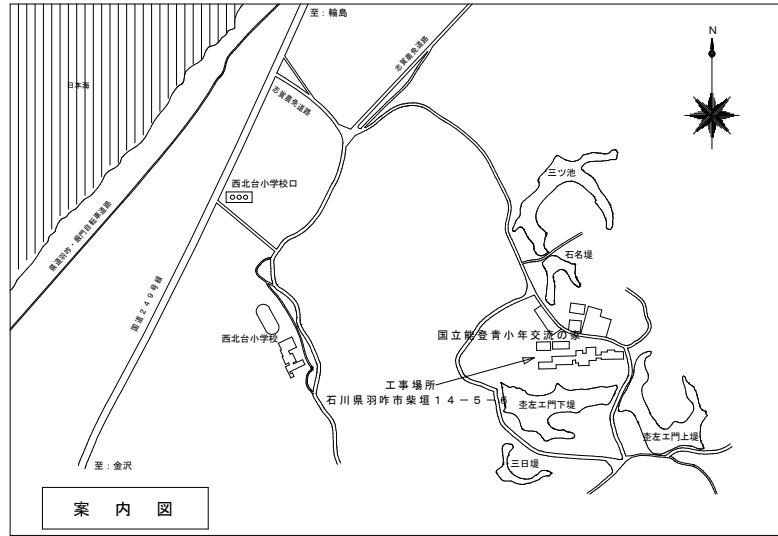
3 防水改修工事	1 施工数量調査	[1.5.2、3]	調査範囲 調査方法 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 調査報告書 提出部数	・ 2部
	2 降雨等に対する養生方法 (とい共)	[3.1.3]	※改修標準仕様書3.1.3(5) (7)~(9)による。	
	3 既存防水の処理	[3.2.3、4、6]	既存保護層の撤去 既存防水層の撤去 既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去	・ 行う (範囲) ・ 図示 ・ 行わない ・ 行う (範囲) ・ 図示 ・ 行わない
	4 既存下地の処理	[3.2.6]	既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等	・ 図示
	5 アスファルト防水	[3.3.2~5]	屋根保護防水 防水層の種類	工法 種別 施工箇所 断熱材 絶縁用シート 立上り部の保護

6 改質アスファルトシート防水	3.4.2、3]	防水層の種類	工法 種別 施工箇所 断熱材 仕上塗料 高日射反射率防水の適用 備考	
	改質アスファルトシートの種類及び厚さ	※改修標準仕様書3.4.1から表3.4.3による	・ 改質アスファルトシートの製造所の仕様による	・ 改質アスファルトシートの製造所の仕様による
	粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ	※改修標準仕様書3.4.1から表3.4.3による	・ 粘着層付改質アスファルトシートの製造所の仕様による	・ 粘着層付改質アスファルトシートの製造所の仕様による
	部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ	※改修標準仕様書3.4.1から表3.4.3による	・ 部分粘着層付改質アスファルトシートの製造所の仕様による	・ 部分粘着層付改質アスファルトシートの製造所の仕様による
	屋根露出防水絶縁工法及び屋根露出防水絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量	種類 ※改質アスファルトシートの製造所の指定 設置数量 ※改質アスファルトシートの製造所の指定	・ 脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない	・ 脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない

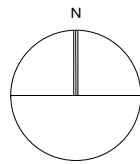
3 防水改修工事	8 塗膜防水	[3.6.2、3]	屋内防水 防水層の種類	種別 施工箇所 保保護層 平場のモルタル塗り 立上り部の保護モルタル塗厚
	9 シーリング	[3.1.4] [3.7.2、3、7、8]	シーリング改修工法の種類	・ シーリング充填工法 ・ シーリング再充填工法 ・ 拡幅シーリング再充填工法 ・ フリッジ工法
	10 とい	[3.8.2、3]	といその他の材種	・ 配管用鋼管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 ・ ルーフドレン ・ ルーフドレンの材種その他
	11 アルミニウム製笠木	[3.9.2、3]	種類	・ オープン形式 (・ 押出250形 ・ 押出300形 ・ 押出350形) ・ 板材折曲げ形 (・ オープン形式 ・ シール形式)
	既設笠木等の撤去	・ 行う (範囲) ・ 図示 ・ 行わない		

4 外壁改修工事 (共通事項)	1 施工数量調査	[1.5.2、3]	調査範囲 調査内容	・ 外壁改修範囲 ・ 図示の範囲 ひび割れの幅及び長さ等を調査する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。 モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては、浮き部分、欠損部の形状寸法等を調査する。 コンクリート表面のはがれ及びはく落部を調査する。 塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を調査する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ・ 図示 調査報告書の部数 ・ 2部
	2 ポリマーセメントモルタル	[4.2.2]	性能	工事建築材料等品質性能表による
	3 ポリマーセメントスラリー	[4.2.2]	品質・性能	工事建築材料等品質性能表による
	4 既調合モルタル	[4.2.2]	モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。	品質・性能 工事建築材料等品質性能表による 試験方法 工事建築材料等品質性能表による
	4-1 ひび割れ部改修工法	[4.1.4] [4.2.2] [4.3.4、5]	樹脂注入工法	工法の種類 ひび割れ幅 (mm) 注入間隔 (mm) 注入量 (mL/m)

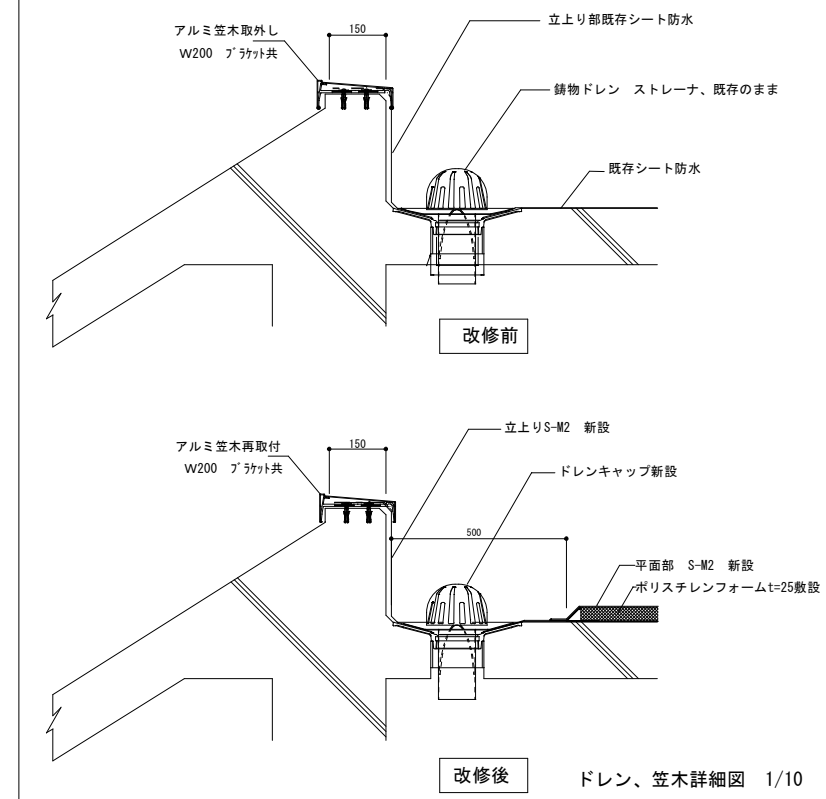
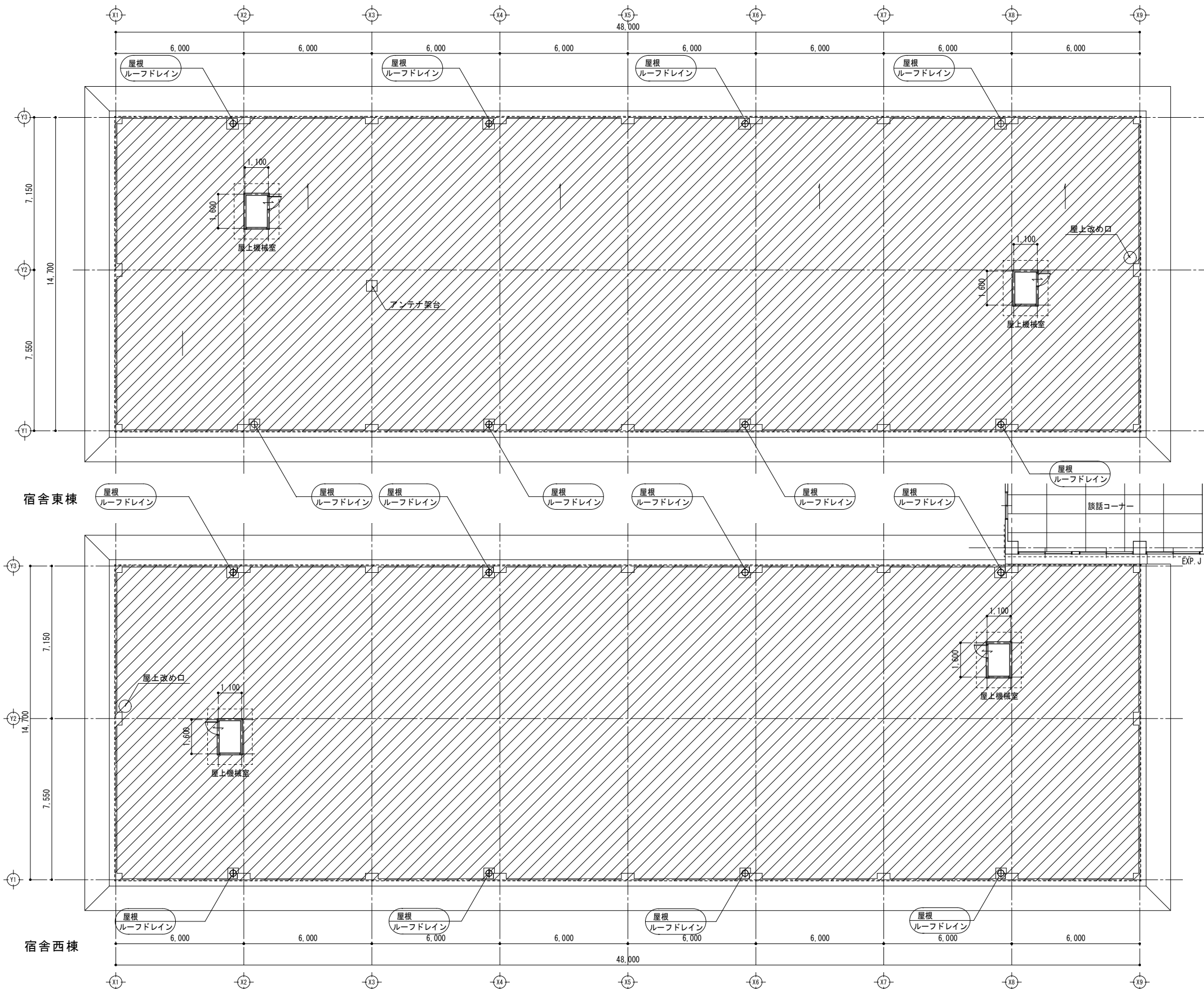
4 外壁改修工事 (モルタル塗り仕上げ外壁改修)	1 ひび割れ部改修工法	[4.1.4] [4.4.2] [4.4.5、6]	樹脂注入工法	工法の種類 ひび割れ幅 (mm) 注入間隔 (mm) 注入量 (mL/m)
	2 欠損部改修工法	[4.1.4] [4.2.2] [4.3.7]	充填工法	・ エポキシ樹脂モルタル ・ ポリマーセメントモルタル
	4-2 外壁改修工事	[4.1.4] [4.4.2] [4.4.5、6]	樹脂注入工法	工法の種類 ひび割れ幅 (mm) 注入間隔 (mm) 注入量 (mL/m)
	2 欠損部改修工法	[4.1.4] [4.2.2] [4.4.9]	充填工法	・ エポキシ樹脂モルタル ・ ポリマーセメントモルタル
	独立行政法人国立青少年教育振興機構	国立青少年教育振興機構 国立中央青少年交流の家	施設管理課	施設管理課



独立行政法人国立青少年教育振興機構			
工事名称	国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家 ライフライン改修工事		
施設管理課長	施設管理課		
			A-02
図面名称	案内図・配置図	縮尺 1/1500	年・月 令和4年度
設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)		
ARCHITECT&EXTENSION AREX			
<small> 一級建築士事務所 株式会社 アレックス 〒920-0001 石川県金沢市丸の内1-1-1 電話 076-233-1111 代表取締役 一級建築士 藤田 隆夫 </small>			

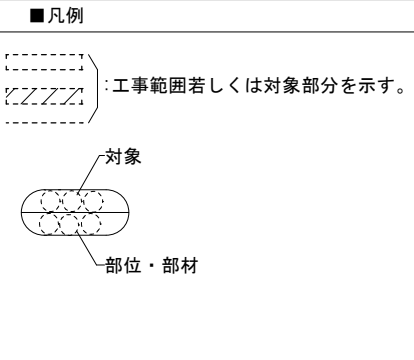


外部仕上表		
部位	改修前	改修後
宿舎東棟、西棟		
屋根 陸屋根	軟質塩化ビニールシート防水(機械式固定方法) 露出・非断熱・非歩行 シート厚t=1.5床面立上り面共【SM-2】	平場断熱材ポリスチレンフォームt=25の上【SM-2】を施工する【S1-M2】
笠木	アルミ笠木(取外し)	軟質塩化ビニールシート防水 露出シート厚t=1.5巻き込みアルミ笠木再取付
ルーフトレイン(陸屋根)	鋳鉄製防水押え・ストレイナー部(既存のまま)	軟質塩化ビニールシート防水改修用ドレインキャップ取付



■防水改修工事 主要工事数量表

No.	名称	仕様	数量	単位
1	シート工事 平場	t=1.5	1,388	m ²
2	シート工事 立上	t=1.5	118	m ²
3	出入隅コーナー部納め		76	個
4	ブチルテープ処理工事	ブチルテープ		m
5	ドレン部納め	改修用ドレン	16	箇所
6	床面断熱材敷設工事	ポリスチレンフォームt=25	1,388	m ²
7	アルミ笠木取外し再取付		252	m



独立行政法人国立青少年教育振興機構

工事名称 国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家 ライフライン改修工事

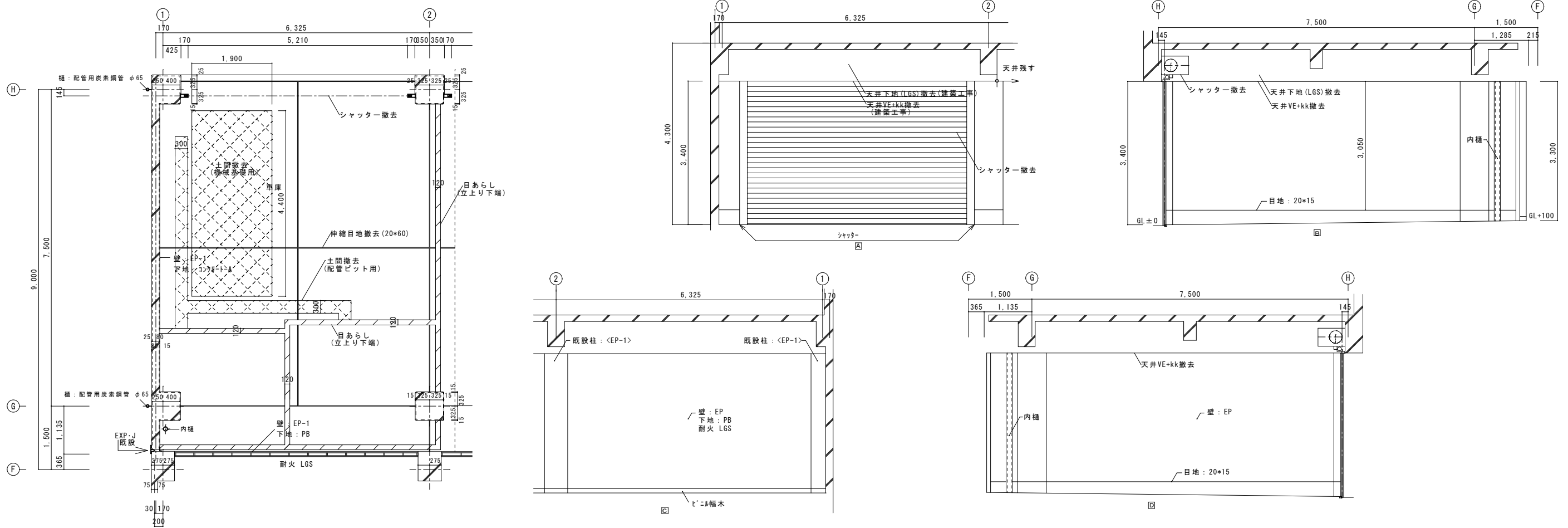
施設管理課長 施設管理課 図面番号 A-03

図面名称 宿舎東棟西棟 屋根伏図 縮尺 1/100 年・月 令和4年度

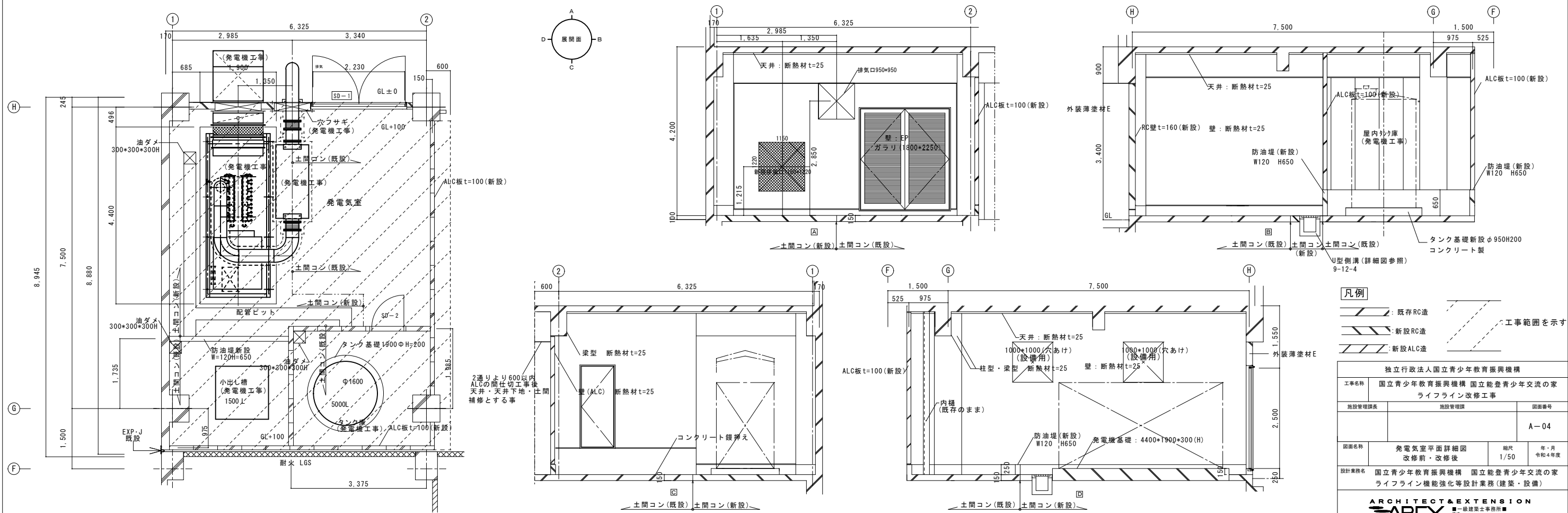
設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立中央青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)

ARCHITECT & EXTENSION
AREX
第一建築士事務所
代表取締役 阿部 大輔
登録建築士 第一級建築士 2017年 第 102号

発電機室改修前平面詳細図・展開図



発電機室改修後平面詳細図・展開図



独立行政法人国立青少年教育振興機構			
工事名称	国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家 ライフライン改修工事		
施設管理課長	施設管理課	図面番号	A-04
図面名称	発電機室平面詳細図	縮尺	1/50
設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)		
ARCHITECT & EXTENSION AREX 一級建築士事務所 〒917-0001 石川県能登郡志保町17-10 TEL: 076-833-1111 FAX: 076-833-1112 代表取締役 阿部 隆史			

改修前仕上表								改修後仕上表																			
既存室名		床		巾木		壁		柱型		天井		備考		既存室名		床		巾木		壁		柱型		天井		備考	
車庫		下地 仕上	コンクリートこて押え	下地 仕上	コンクリート-A 素地 H=250~350	下地 仕上	コンクリート-A EP-1	下地 仕上	コンクリート-A EP-1	下地 仕上	LGS VE+KK			車庫	下地 仕上	コンクリートこて押え	下地 仕上	コンクリート 素地 H=250	下地 仕上	ALC t100 グラスウールボード張り t=25	下地 仕上	既存のまま グラスウールボード張り t=25	下地 仕上	グラスウールボード張り t=25			

撤去建具表												新設建具表															
符号		数量		SS-1								SD-1		SD-2													
素		図																									
形	式	シャッター(電動)																									
見	込	ガイドレール見込-55																									
仕	上	スラット=亜鉛メッキ鋼板 t1.6-SOP																									
材	子																										
金	物	障害物感知装置(座板スリッパ、コードリール式)																									
備	考	注意灯(両側)設置、手動開閉装置																									
		危険表示シール(両側)、降下位置表示シールを貼る																									
素		図																									
形	式	両開きガラリドア						片開きフラッシュドア																			
見	込	100						100																			
仕	上	SOP						SOP																			
材	子																										
金	物	ステンレス下番、レバーハンドル錠、フランス落とし、音摺(SUS)、水切						ステンレス下番、レバーハンドル錠、フランス落とし、音摺(SUS)																			
備	考	ガラリ：W900×H2250(開口率30%)																									

独立行政法人国立青少年教育振興機構

工事名称 国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家
ライフライン改修工事

所長	庶務課長	会計係長	会計係員	図面番号
				A-05

図面名称 改修前後
仕上表・建具表

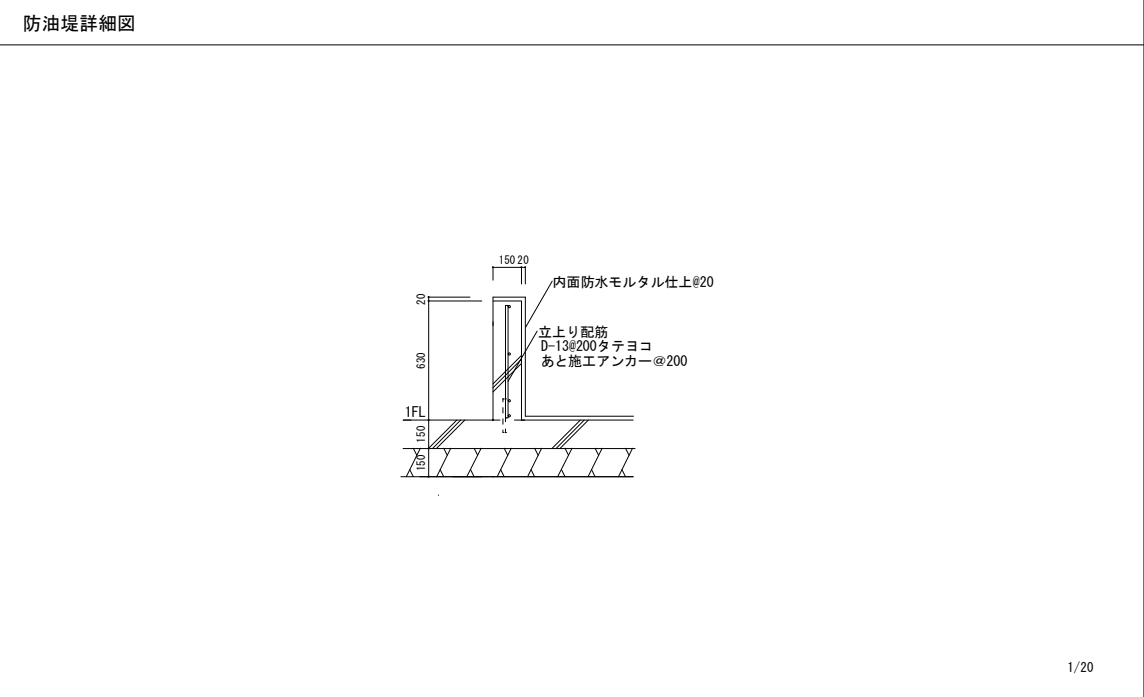
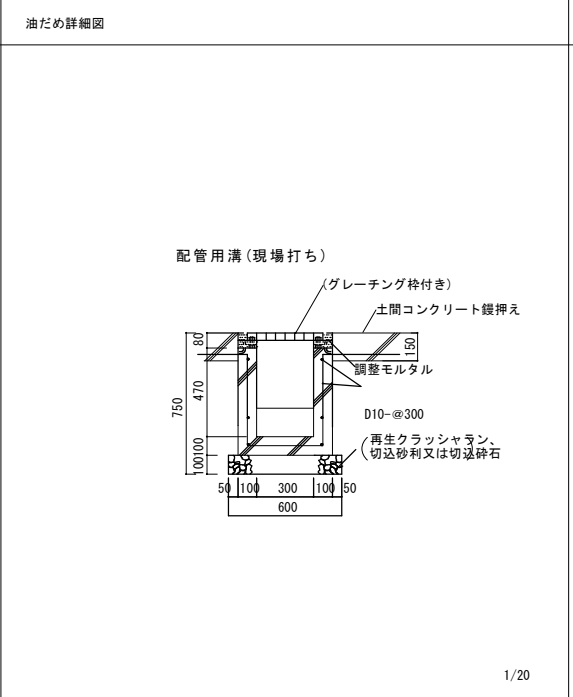
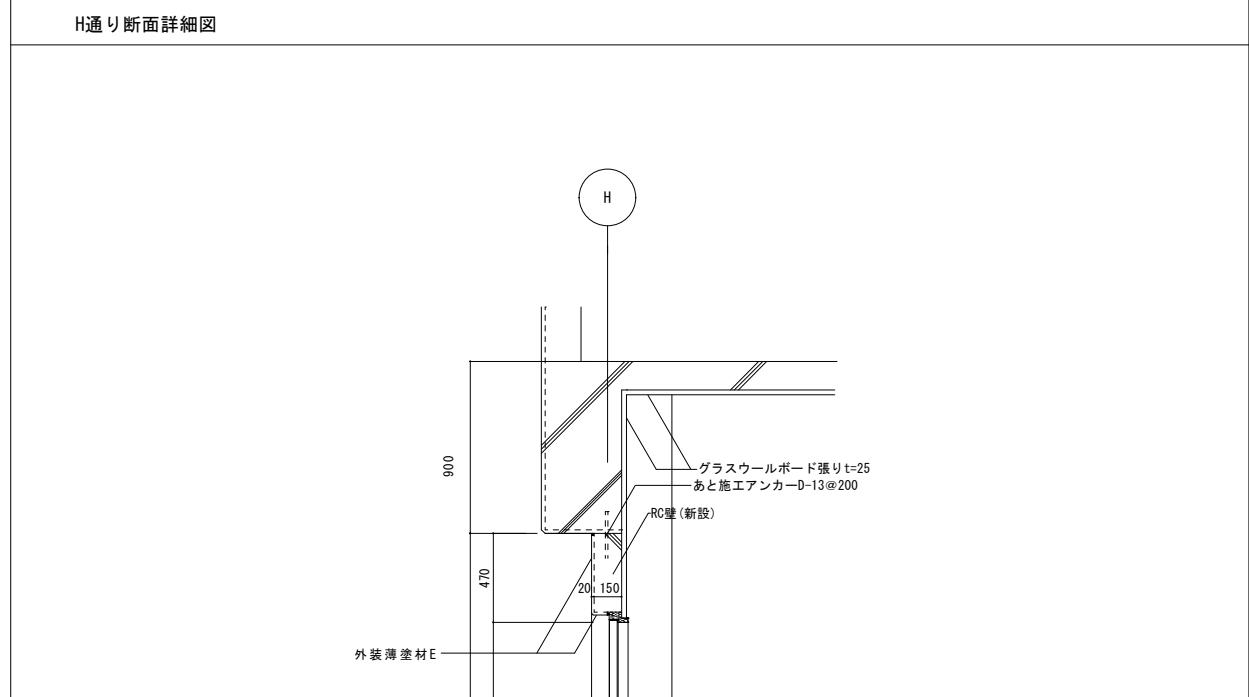
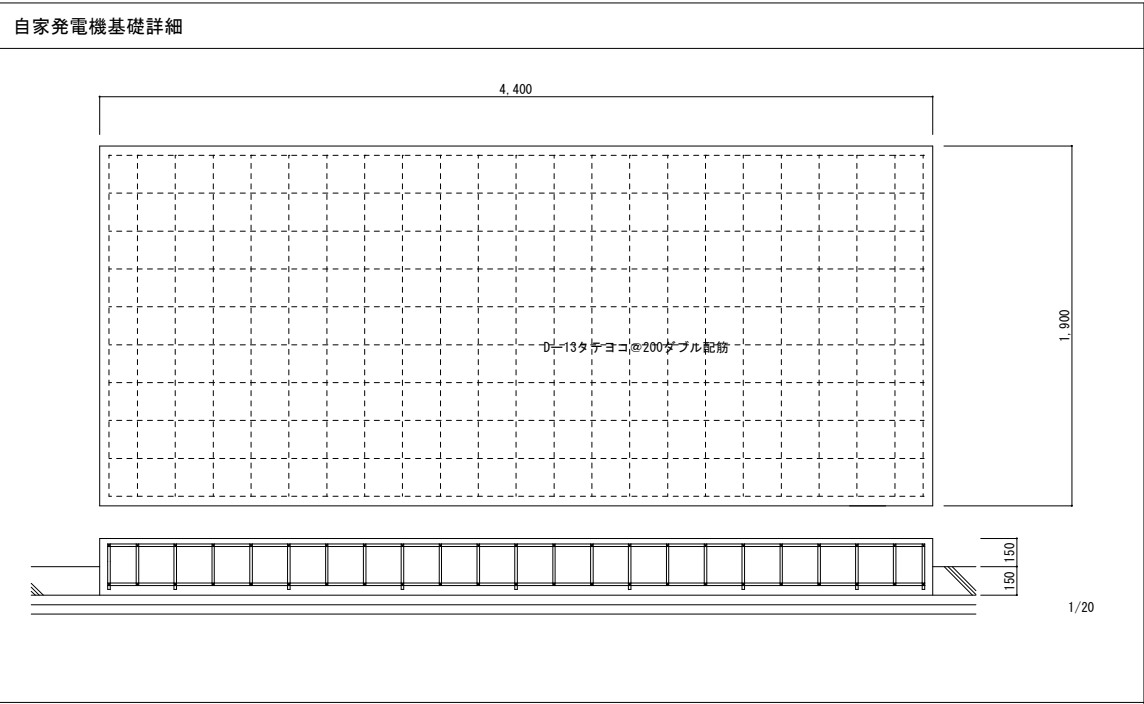
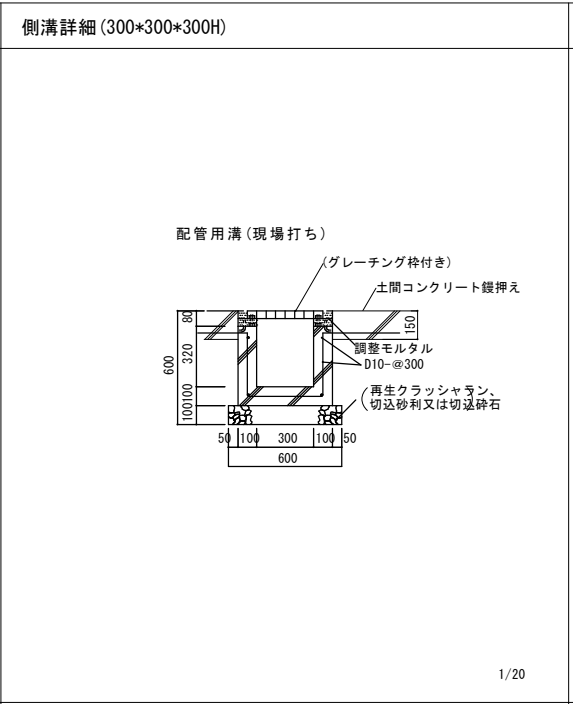
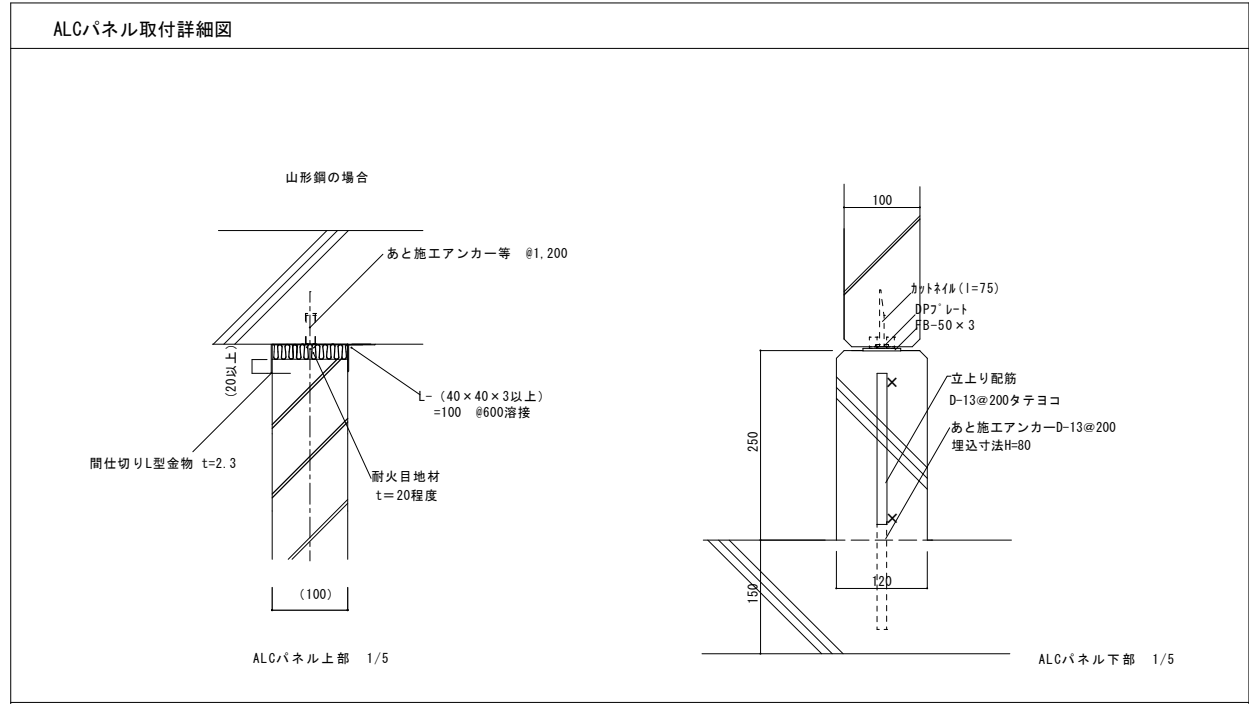
縮尺 1/50

年・月 令和4年度

設計業務名 国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家
ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)

ARCHITECT & EXTENSION
AREX

一級建築士事務所
アレックス
〒917-0001 石川県能登町1-1-10
TEL 076-821-1100 FAX 076-821-1101



※この図面に記載のあるものは全て建築工事とする。

独立行政法人国立青少年教育振興機構			
工事名称	国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家 ライフライン改修工事		
施設管理課長	施設管理課	図面番号	A-06
図面名称	発電機室部分詳細図	縮尺	1/5 1/20
設計業務名	国立青少年教育振興機構 国立能登青少年交流の家 ライフライン機能強化等設計業務(建築・設備)		
<p>ARCHITECT & EXTENSION</p> <p>AREX</p> <p>一級建築士事務所</p> <p>〒910-0001 石川県能登郡穴水町1-1-1</p> <p>TEL: 076-822-1111</p> <p>FAX: 076-822-1112</p> <p>代表取締役: 阿部 隆史</p>			